

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月11日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第1号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年岩手県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(風俗営業の営業延長許容地域) 第4条 条例第5条の公安委員会規則で定める地域は、商業地域のうち別表第3に掲げる地域とする。	(風俗営業の営業延長許容地域) 第4条 条例第6条の公安委員会規則で定める地域は、商業地域のうち別表第3に掲げる地域とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。